

○滝沢市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について【報告】

1 概要

地域公共交通網形成計画を策定するにあたり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会を設置する必要があることから、既に組織されている道路運送法に基づく地域公共交通会議に必要な構成員を追加し、法定協議会とするものです。

2 改正内容

- (1) 構成員に「鉄道事業者」と「道路管理者」を追加。(別紙新旧対照表のとおり)
 (2) 要綱改正に併せて追加する構成員

一般乗合旅客自動車運送事業者から推薦された者	ジェイアールバス東北株式会社
鉄道事業者から推薦された者	東日本旅客鉄道株式会社
道路管理者又は道路管理者が指定する者	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
	岩手県盛岡広域振興局 土木部
	滝沢市都市整備部道路課

3 関係法令

○道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号） 抜粋

(地域公共交通会議の構成員)

第9条の3 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 1 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 2 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 3 住民又は旅客
 - 4 地方運輸局長
 - 5 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 1 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第49条第1号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 2 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号） 抜粋

(協議会)

第六条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体
 - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

○滝沢市地域公共交通会議設置要綱

平成22年12月27日

告示第216号

改正 平成25年12月13日告示第176号

平成27年3月13日告示第33号

平成28年11月11日告示第145号

(目的)

第1条 滝沢市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

（平27告示33・一部改正）

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（平27告示33・一部改正）

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表から推薦された者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表から推薦された者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国及び県の関係行政機関の職員
- (6) 鉄道事業者から推薦された者

(7) 道路管理者又は道路管理者が指定する者

(8) 学識経験者

(9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は互選により選出し、副会長は構成員の中から、会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 交通会議は、原則として公開する。

5 会議の議事録は、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要を持ってこれに代えることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第7条 軽微な変更に関する事項については、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項については、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、公共交通担当課において処理する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年2月1日から施行する。

(滝沢村公共交通推進委員会設置要綱の廃止)

2 滝沢村公共交通推進委員会設置要綱(平成15年滝沢村告示第6号)は、廃止する。

附 則(平成25年12月13日告示第176号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日告示第33号)

この告示は、平成27年3月13日から施行する。

附 則(平成28年11月11日告示第145号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年11月11日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する改正後の第3条第6号及び第7号に規定する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月16日までとする。

滝沢市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する告示新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(交通会議の構成員)</p> <p>第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>(交通会議の構成員)</p> <p>第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鉄道事業者から推薦された者</p> <p>(7) 道路管理者又は道路管理者が指定する者</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>